

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年5月17日公布、令和元年11月16日一部施行）により、建築物のエネルギー消費性能の計算に係る評価方法が新たに設けられたことに伴い、同法に基づく申請に対する審査事務に係る手数料を新設するほか、所要の規定整備を行う。

(2) 改正の内容

ア 住宅部分において、新たな評価方法（モデル住宅法、フロア入力法）が追加されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を次のとおり新設する。

建築物の区分			額
一戸建ての住宅	モデル住宅法 による場合	200 m <sup>2</sup> 未満	17,700 円
		200 m <sup>2</sup> 以上	19,100 円
一戸建ての住宅 以外の建築物 (住宅部分)	フロア入力法 による場合	300 m <sup>2</sup> 未満	33,100 円
		300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	58,000 円
		2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	104,000 円
		5,000 m <sup>2</sup> 以上	157,000 円

イ 共同住宅において、共用廊下等の部分の床面積を除外して評価することが可能となったことに伴い、規定整備を行う。

ウ 複数棟の建築物に対するエネルギー消費性能向上計画の認定方法が追加されたことに伴い、規定整備を行う。

2 施行期日

令和2年4月1日